

社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた日 2024年5月15日

2 決議事項を提案した者の氏名 代表理事 鬼澤秀昌

3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 代表理事 鬼澤秀昌

4 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(議案の概要)

第1号 役員の報酬等及び費用に関する規程の制定の件

役員の報酬等及び費用に関する規程について別紙の通り承認する。

第2号議案 2024年度以降の役員報酬の総額について

2024年度以降の役員報酬については、2024年4月分も含め、全理事(3名)に支給する上限額を年額480万円としたうえで、具体的な配分について、理事の合議に一任することにつき、承認する。

2024年5月10日、代表理事鬼澤秀昌が社員に対して社員総会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該提案について、2024年5月15日社員全員から書面による同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項の規定、定款第17条第1項に基づき、決議事項を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり社員総会の決議の省略を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第57条第1項及び定款第18条の規定に基づき、社員総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議長である代表理事が電子署名を施すものとする。

2024年5月16日

議事録作成者 一般社団法人 BLP-Network
代表理事 鬼澤秀昌

鬼澤秀昌

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人BLP-Network（以下「当法人」という。）の役員報酬等及び費用（第 2 条で定義される。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第 3 条 理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 300 万円を超えない範囲で、社員総会において定める。ただし、社員総会において各事業年度に全理事に支給する上限額を定め、具体的な配分については理事の合議に一任することを妨げない。

(賞与、退職慰労金等)

第 4 条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 役員に対する報酬等は、想定稼働時間を踏まえて別途理事の合議で決定した金額を翌月末までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振り込みにかかる費用は当法人が別途負担するものとする。

(費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第 7 条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年5月〇日から施行する。（令和6年5月〇日社員総会決議）